

2 予防に関する取組み

(2) 介護予防教室の開催

事業名	回想法		リハビリテーション職派遣事業
内容	認知症予防に関する知識啓発のため、懐かしい話を参加者間共有することで、心が癒される体験をする。		地域全体でリハビリテーションに取り組む意識の醸成を目的とし、市内において介護予防に資する自主活動を行っている団体に対し、リハビリテーション専門職等を派遣する。
年度	H27年度	H28年度	H29年1月～
回数	1クール全8回	2クール全16回	全3回
実績	実人数	17	8
	延人数	92	8 (1月末時点)

2 予防に関する取組み

(2) 介護予防教室の開催

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 効果の検証（参加者の状態の追跡調査など）
- ・ 教室の目的達成に向けた内容と手法の吟味
- ・ 人材の活用と育成
- ・ 参加者（対象者）の伸び悩みと新規対象者の発掘
- ・ 類似関連事業の整理と連携協働

2 予防に関する取組み

(3) 介護予防サポーター養成講座の開催

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 地域における介護予防に関する意識の啓発
- ・ 介護予防事業をサポートしてくれる人材育成
- ・ 高齢者の生きがいづくり

2 予防に関する取組み

(3) 介護予防サポーター養成講座の開催

	講座内容
【第1回】	豊川市の介護予防の考え方
【第2回】	介護予防について考える①現状把握と対策（運動、認知）
【第3回】	介護予防について考える②対策（口腔、栄養、総合）
【第4回】	今後の活動に向けて

実績	前期	後期
実人数	13	19
延人数	49	69

2 予防に関する取組み

(3) 介護予防サポーター養成講座の開催

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 定員20人に対し、32人と多くの受講があり、本事業の関心の高さを感じた
しかし、保健センター及び養成されている健康づくり推進員と兼ねている方が8割を占めているため、より一般の方の参加を募る方法の検討が必要
- ・ 講座受講後、サポート（ボランティア）未経験者の方にも介護予防教室へ協力してもらうことにより、生きがい活動の向上につながった

3 生活支援に関する取組み

- (1) 個人宅傾聴ボランティア訪問事業**
- (2) 高齢者のお役立ち情報を配信 (いきいき元気メール事業)**
- (3) 介護・生活支援サポーター養成講座の開催**
- (4) 高齢者交通料金補助事業**
- (5) 高齢者見守りガイドブックの作成**

3 生活支援に関する取組み

(1) 個人宅傾聴ボランティア訪問事業

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・見守りを強化したい
- ・利用者の話をしっかりと聴くことで、利用者を元気にしたい
- ・ゆっくり話を聞く時間のもてない支援者と話を聴いてほしい高齢者のニーズとのマッチング

個人宅へ訪問します

【あなたのお話をお聴かせください】



【「傾聴ボランティア」とは】

相手との信頼関係を前提に相手のお話を否定しないで、ありのままに受け止め、相手の身になってお話しを聴く、一定の技術を身につけたボランティアで、忠告や説教はしません。

【個人宅傾聴の申込から訪問まで】

- ① 利用申込先
高齢者相談センター、介護高齢課、
社会福祉協議会ボランティアセンター
- ② 派遣依頼
①利用申込先→傾聴ボランティアえんがわの会
個人傾聴窓口
- ③ 派遣者決定連絡
②えんがわの会窓口→①利用申込先
- ④ 初回訪問日の調整
①利用申込先⇔利用者
①利用申込先→えんがわの会窓口
- ⑤ 初回訪問
①利用申込先・えんがわの会窓口・傾聴者
- ⑥ 傾聴訪問
えんがわの会担当傾聴者

【個人宅へのお話し相手ボランティア 派遣実施要綱】

（目的）相手のお話に一生懸命に心を傾けてお聴きすることにより、元気になって頂けることを目指して活動することを目的とします。

（活動内容）

（1） 高齢者相談センターから依頼があった時
傾聴ボランティアえんがわの会は、傾聴者

個人宅傾聴の訪問時のお約束事の説明と利用者等々の安全上、必要な情報交換を行い、次回
の訪問日を決めます。

（訪問期間及び活動時間）

訪問期間は基本1年です。
活動時間は、午前10時から午後3時の内で
月1回60分以内です。

（個人傾聴対象者）

高齢者（概ね75歳以上）で会話が出来る方を
対象とします。

（利用申込先）

それぞれの高齢者相談センター、介護高齢課
及び社会福祉協議会ボランティアセンターを
通した依頼のみ受付けます。

【個人宅訪問時のお約束事】

1. 利用者及びご家族について知り得たことは
守秘義務を厳守します。
2. 体調の異常などの不測の事態があった場合
には人命優先で速やかに対応します。
3. 政治的宗教的な勧誘及び物販等は致しません。
4. 期間として、身体的な介助や介助、あるいは
生活援助などはいたしません。
5. 訪問時の茶菓子の接待は遠慮させて頂きます。
6. ボランティア傾聴者の電話番号は、お知らせ
いたしません。
7. 次回の日を決めた後に、利用者の都合が
悪くなった時は利用者が高齢者相談センター
担当者へ連絡して当月の訪問を中止します。
傾聴者が都合が悪くなった時は、話し合い
調整します。

以上のことを、お約束いたします。

傾聴ボランティアチラシ

3 生活支援に関する取組み

(1) 個人宅傾聴ボランティア訪問事業

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ ボランティアの供給量（ボランティア自身の高齢化）と存続
- ・ ボランティアの相談先として継続フォローできる機関があること

3 生活支援に関する取組み

(2) 高齢者のお役立ち情報を配信（いきいき元気メール事業）

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 高齢者に、イベント情報や詐欺の注意喚起など、役立つ情報をたくさん提供したい
- ・ お出かけしてもらおうきっかけを作りたい
- ・ 高齢者の「元気」につなげたい

高齢者に関わる方々にとって有用です！

豊川市「いきいき元気メール」登録のご案内

高齢者の「お役立ち情報」を配信します！

高齢者ご自身が、高齢者のご家族ご友人の方も、ぜひ、ご登録ください！

豊川市では市内の高齢者の方が「いきいき元気」に過ごすお手伝いをするため、お役に立つ色々な情報を、携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスを行っています！

配信の内容の例については以下のとおりですので、ご興味のある方は表面の「配信登録手順」にしたがって「いきいき元気メール」に、ぜひご登録ください！ご不明な点は介護高齢課までお問い合わせください。

いきいき元気に 過ごすための情報

- ・ずっと元気な体力を築くための教室
(ちから塾、いきいき講座など)
- ・居座りにならないために、普段の生活で気をつけるポイント
- ・楽しみな趣味を見つけられる
(生涯学習講座 など)

いざというとき(介護が必要になった ときなど)に向けて知っておきたい情報

- ・わかりやすい！介護保険制度の利用方法
- ・思った時は？いざというときの相談先一覧
- ・ためになる！健康のこと、暮らしのこと
など

市や関係機関から の情報

- 生活に直結する情報を
同時配信！
- ・消費生活被害が発生中
 - ・インフルエンザ注意報
 - ・交通事故注意報
など

高齢者福祉施設 からのお待情報

- ふれあいセンター、
いかまい館、
生涯福祉促進センター
などから、いきいき元
気に過ごすための
イベント・講座
情報をお届け！

色々な情報が届くから、メールをきっかけに新しい発見があるかもしれません。上記以外の情報も届くようだよ！

1週間に2回ほどメールが届くようだよ！これは登録しただけでなく、楽しんでね。友達にもすすめてみようかな？

メールをきっかけに新しい情報・発見があるかも

【登録者数】 825人 (1月末時点)

【配信回数】 H27年度108回

H28年度101回 (1月末時点)

3 生活支援に関する取組み

(2) 高齢者のお役立ち情報を配信（いきいき元気メール事業）

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 配信したことで、登録者から感謝の言葉も多く、メール受信から各種事業に参加する方が増加し、各種事業の活性につながった
- ・ 登録者をもっと増やしていきたいが、高齢者の携帯電話等の所持率、Eメールの利用率、PCメールのフィルター設定率など、機器操作能力等に左右されてしまうため、引き続き、担当者が高齢者の集まる場に出向き、PRとともに登録操作のサポートをしていく

3 生活支援に関する取組み

(3) 介護・生活支援サポーター養成講座の開催

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 市の現状、医療と介護の連携、高齢者の生活課題と介護保険サービス、認知症や介護予防の理解、介護施設での演習を通して、自らの生きがい活動を見出し、地域で、介護や生活支援の場で活躍してもらえる人材を育成したい

豊川市 介護・生活支援サポーター養成講座



高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい～そんな思いを支える「介護・生活支援サポーター」の養成講座を実施します。

サポーター養成講座は、買物・外出・掃除等の生活支援や介護予防に役立つ運動・居場所づくり等のお手伝いをするボランティア活動など、住民主体の支え合い活動を実施する方を養成する講座です。

修了後は、地元の既存団体への参加や新規グループの立ち上げを支援します。

- 日程** 平成28年1月19日(火)から2月23日(火) 全5回
- 会場** 豊川市役所 本庁舎2階 23会議室 他
- 定員** 20名(先着順・定員になりしだい終了)
- 対象** 豊川市民で、講座を継続して受講できる方
- 受講料** 無料

応募方法 平成27年12月14日(月) 午前9時より受付開始
 介護高齢課 89-2105 までお電話ください。
※応募にあたっての個人情報等は、豊川市が本講座の目的にのみ利用します。



日程	講座と内容	講師
【第1日目】 1/19(火) 13:30-16:30	豊川市の高齢者の現状について 超高齢社会の現状と豊川市における地域包括ケアシステムについて理解します。 医療と介護の連携について 在宅医療に関する知識や医療と介護の連携の必要性について学びます。	豊川市介護高齢課 高齢者相談センター 大橋浩樹 氏 (豊川市医師会)
【第2日目】 1/26(火) 13:30-16:30	高齢者の生活とサービスについて 高齢者の生活課題と介護保険サービスを絡めたサービスについて理解します。 人とかかわり方とマナーについて 高齢者への話し方や信頼関係を築くためのコミュニケーションについて学習します。	平田節雄 氏 (豊川市介護保険関係事業者連絡協議会) 藤田真子 氏 (豊橋創造大学)
【第3日目】 2/9(火) 13:30-16:30	認知症の理解と対応について 認知症に対する基礎的知識と認知症に対する適切な対応方法について理解します。 高齢者と運動・介護予防について 高齢者の身体的特徴に基づく支援方法や介護予防の必要性について学びます。	認知症疾患医療センター 伊藤智子 氏 (健康運動指導士) 豊川市介護高齢課
【第4日目】 2/16(火) 13:30-16:30	介護のいろは 実際に介護の現場を見学し、要介護者に接する際の心構えなどを学習します。 介護施設での演習 介護施設で福祉用具の取り扱いを通じて、介護する側・される側を体験します。	有馬豊 氏 (豊川市介護保険関係事業者連絡協議会) 特別養護老人ホーム千両荘
【第5日目】 2/23(火) 13:30-16:30	生活支援ボランティア団体について ボランティア団体の活動内容や支援方法について紹介します。 今後のサポーター活動について(修了式) サポーターとしての今後の活動についての説明と修了証の授与を行います。	豊川市社会福祉協議会 豊川市介護高齢課

※ 講座の順番や講師など一部変更になる場合がありますので、ご了承ください。

【H27年度】 1クール5回
実20人 延96人

【H28年度】 1クール5回
実43人 延146人 (1月末時点)

3 生活支援に関する取組み

(3) 介護・生活支援サポーター養成講座の開催

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 介護・生活支援サービスの実践に繋がるように、修了者に対して継続的な支援を検討し、実施していく必要がある。

【発展】 介護・生活支援サポート推進事業

【補助概要】

介護・生活支援サポーター養成講座修了者が団体をつくるなど活動の主体となり、介護・生活支援分野の推進を図る事業に対して、当該活動の立ち上げにかかる必要経費の一部を補助するもの。

【補助対象事業】

補助金の対象となる事業は、市内において、平成28年度中に新たに実施する介護・生活支援分野の推進を図る事業とする。

- (1) 高齢者の日常生活の支援や見守りを目的とした訪問活動を行う事業
- (2) 高齢者の介護予防や生きがいづくりを目的とした通いの場の運営を行う事業 など

【補助金額】

補助対象経費の1/2以内、1事業あたり200,000円を上限とする。

【補助対象経費】

すでに実施している活動を継続するための経費は補助対象外とする。

3 生活支援に関する取組み

(4) 高齢者交通料金補助事業

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 高齢者の外出を支援し、介護予防につなげたい
- ・ 市の公共バスの利用を促進したい

高齢者の皆さん

豊川市内のバス路線図は
裏面をご覧ください。

バスに乗って出かけませんか？

高齢者交通料金助成事業 が始まりました。

豊川市では平成27年6月1日より、高齢者の外出を支援
するため、高齢者交通料金助成事業としまして、豊鉄バス・
豊川市コミュニティバス共通回数券の交付を開始しました。

対象者

- ・市内在住の、70歳以上で市民税非課税の方

交付金額

- ・1,000円分（100円券11枚つづり）
※各年度、お一人につき1回の交付です。

受付窓口

- ・市役所介護高齢課
- ・一宮総合支所生活窓口課
- ・音羽支所
- ・御津支所
- ・小坂井支所
- ・プリオ窓口センター

申請者本人の封印
をお持ちください。



お問い合わせ先

豊鉄バス・豊川市コミュニティバスについて…
人権交通防犯課公共交通係 電話89-2149

高齢者への回数券助成について…
介護高齢課高齢者支援係 電話89-2105

【交付者数】

H27年度：424人

H28年度：596人（1月末時点）

3 生活支援に関する取組み

(4) 高齢者交通料金補助事業

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 高齢者の外出支援と市の公共バスの利用促進を狙っているが、高齢者にとっては運行時間や路線が難しいなど利用につながらない点もある。

3 生活支援に関する取組み

(5) 高齢者見守りガイドブックの作成

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 見守り方法など明確にし、各機関における見守り体制を強化する
- ・ 関係者との連携を見える化し、見守る側の安心感につなげる
- ・ 地域が主体となって見守り活動に取り組めるよう支援する

高齢者・認知症の方の 見守りガイドブック



平成28年9月

豊川市・豊川市社会福祉協議会

【作成部数】

1, 000部

【仕様】

A3中折カラー両面刷

40ページ

【掲載内容】

ねらい（趣旨・活用メリット）

関係機関の期待・役割

見守りの手順や判断基準

個人情報の取扱いなど

03. 見守りの担い手

(1) 高齢者地域見守りネットワーク(高齢者みまもり隊)



高齢者地域見守りネットワークは、高齢者の行方不明や孤立死といった事件や事故を未然に防ぎ、万が一の際の早期発見と保護につなげて、高齢者の方が地域で安心・安全に暮らせるよう、地域の方々や団体、民間事業者の協力を得て実施しているものです。

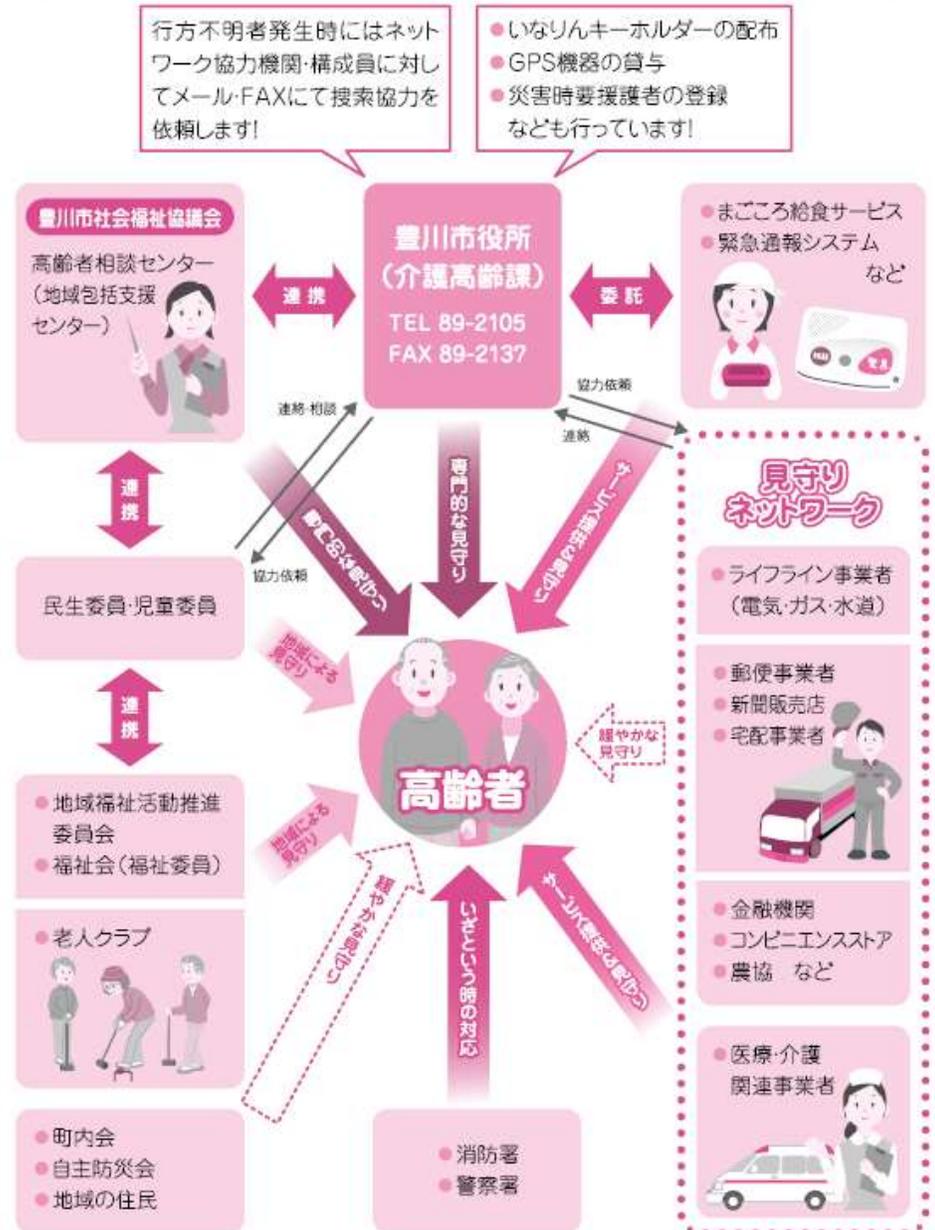
民間事業者には、日ごろから見守りが必要な高齢者の把握に努めていただき、新聞、郵便や乳製品等の配達物がたまっている、呼びかけても反応が無いなどの異変に気付いたら、速やかに市や警察に通報します。そして、市から行方不明者発生の連絡があったら、業務に支障のない範囲で捜索に協力し、情報を提供していただいています。

平成28年9月現在、協力機関は19団体となっています。

平成28年9月現在、協力機関は19団体となっています。

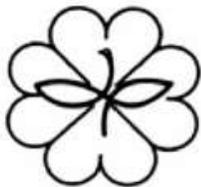
協力機関	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> 豊川信用金庫 株式会社タカダ中部支店 ひまわり農業協同組合 日本郵便株式会社豊川郵便局 中部電力株式会社豊川営業所 東三河ヤクルト販売株式会社 中部ガス株式会社豊川営業所 中日新聞豊川販売店会 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 一般社団法人豊川市薬剤師会 株式会社アスコ 生活協同組合コープあいち 豊橋信用金庫 蒲郡信用金庫 明治安田生命保険相互会社豊川営業所 株式会社セブン-イレブン・ジャパン アルフレッサ株式会社豊橋支店 布亀株式会社 ワタミ株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 豊川警察署 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会 豊川市民生委員児童委員協議会 豊川市老人クラブ
協力者	
<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を受講された市民の皆さん 行方不明者捜索依頼のメール配信システムに登録いただいた市民の皆さん 	

豊川市における見守り活動のイメージ



(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱します。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。ひとり暮らし高齢者等を訪問するなどして、安否確認や必要な支援ニーズの把握などを行っています。



(3) 地域福祉活動推進委員会・福祉会・福祉委員・ボランティア

地域福祉活動推進委員会は、身の回りの生活上の問題、例えば高齢者、障害者、子育て、児童などの問題を、地域住民一人ひとりが共通の問題として理解し、地域の各種団体や住民の参加と協力により、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らがつくり出していく組織です。

地域福祉活動推進委員会は、社会福祉協議会が委嘱する委員長を中心に、各町内会に設置する福祉会により構成され、地域福祉活動の企画立案を行います。

福祉会は、町内会単位に設置され、福祉委員を中心に、ボランティアとともに地域に合った「見守り支えあい活動」として声かけや訪問などを、「ふれあいサロン活動」として地域内の孤立を防ぐ交流の場づくりなどを行っています。

～民生委員と福祉委員の役割の違いや、連携方法について～

民生委員と福祉委員の役割は、共通する点が多いですが、両者の役割を大別すると、民生委員は「個別の相談援助や福祉事務所等につなぐことを中心とした役割」があり、福祉委員は「地域の見守りや住民相互の交流及び助け合いを推進することを中心とした役割」を担っています。

連携方法については、地域性や現在の活動実態から一律に定めるのは難しいですが、それぞれがお互いの役割を認識しながら、下の例を参考とした連携を行っていただくことが期待されます。



05. 異変に気付いたら

(1) 緊急対応の必要が明らかなケース

外部から自宅内で倒れている状態がわかり、呼びかけても反応がない等生命の危険があると思われる場合



- ①救急車(119番)を要請し、警察(110番)へ通報します。
- ②ご家族等へ連絡します。(連絡先を把握している場合)
- ③ご家族等の連絡先が不明な場合等であれば市役所へ連絡します。
平日昼間の場合………市介護高齢課(89-2105)
休日、夜間の場合………市役所当直(89-2111)
※折り返し市介護高齢課担当者から通報者へ連絡します。

(2) 緊急性が予想され、安否確認が必要なケース

郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が何日も放置されている等、安否確認が必要と思われる場合



- ①ご家族へ連絡します。(連絡先を把握している場合)
- ②ご家族等の連絡先が不明な場合等であれば、市役所または高齢者相談センターへ連絡します。
 - 市役所 平日昼間の場合………市介護高齢課(89-2105)
休日、夜間の場合………市役所当直(89-2111)※折り返し市介護高齢課担当者から通報者へ連絡します。
 - 高齢者相談センター 見守りに関する相談窓口・専門機関連絡先(34ページ)を参照

(3) 緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要なケース

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合



見守りに関する相談窓口・専門機関連絡先(34ページ)を参照し、適切な行政関係機関等の支援につなげます。

3 生活支援に関する取組み

(5) 高齢者見守りガイドブックの作成

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 見守り活動を担う方が参考となる冊子ができた
- ・ 内容を見ていただいた民生等より活用できると評価
- ・ 見守り活動を担う方への冊子の利活用を啓発

4 住まいに関する取組み

- (1) 高齢者のすまいの手引き作成**
- (2) ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査**
- (3) 転入高齢者の心身の状態と日常生活に関する調査**

4 住まいに関する取組み

(1) 高齢者のすまいの手引き作成

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ できる限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう情報を整理する
- ・ 高齢期における「すまい」の選択肢等を市民に対して啓発する

住み慣れた地域で、
自分らしい生活を
送るために

高齢者のすまいの手引き



平成28年9月
豊川市

【作成部数】

4,000部

【仕様】

A3中折カラー両面刷

40ページ

【掲載内容】

すまいと住まい方

住み続けるためのサービス

住み替えるための施設等の説明

など

1 いろいろな「すまいとすまい方」

「すまいとすまい方」には、自宅で住み続けるほか、高齢者向けの施設や住宅が考えられますが、それぞれ目的や提供するサービスに違いがあり、いろいろな選択肢があります。ここでは、選択肢となる「すまい」について、それぞれの概要を記します。

(1) 自宅

自宅で住み続けたい気持ちは誰しも持つものです。しかし、高齢となると、身体が自由が十分になくなり、愛着のある自宅でも、以前は何とも思わなかった段差や階段などが、日常生活の障害となることがあります。

こうした場合、介護認定を受けている場合には、介護保険の住宅改修や福祉用具購入・レンタルなどを利用することで、経済的負担を減らしながら障害を解消し、自宅で住み続けることができるようになります。

①住宅改修費の支給（介護保険）

介護保険の対象となる住宅改修には、手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなどがあります。

改修には事前の届出が必要となり、改修の費用について、施工業者にいったん全額を支払い、後に費用（限度額は20万円）の9割（一定以上所得者は8割）を市から払い戻します。



②福祉用具購入費の支給（介護保険）

介護保険の対象となる福祉用具購入には、腰掛け便座（ポータブルトイレなど）や入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、介助用ベルトなど）などがあります。

それぞれの用具の購入にかかる費用について、事業者にいったん全額を支払い、

3 「すまいとすまい方」の内容と費用など

実際に「すまいとすまい方」を選ぶには、施設などの概要だけでなく、具体的な内容や費用などある程度くわしく知っておく必要があります。

ここでは、それぞれの内容と必要となる費用などについて記載します。

前ページの表と組み合わせて、判断の材料として活用してください。

なお、「すまいとすまい方」を判断するのはあなた自身です。この「手引き」に記載した内容を参考に、あなた自身で現地を見て、施設などの担当者に詳細を確認してから、決定することを忘れないでください。

(1) 自宅で住み続けるために

①住宅改修費の支給（介護保険）

ア サービス内容

在宅の要支援1から要介護5までの方が、現に居住し、かつ住民票のある住宅を改修したとき、介護保険の住宅改修費が償還払いで支給されます。対象となる住宅改修の内容は、以下の表のとおりです。

種類	内容例
㉞手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関などに設置（形状は縦付け、横付けなどの適切なもの）
㉟段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消
㊱滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷きから板製、ビニール製床材などへ変更 浴室：滑りにくい床材へ変更 通路面：滑りにくい舗装材へ変更
㊲引き戸などへの扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸から、引き戸・アコーディオンカーテンへ取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
㊳洋式便器などへの便器の取替え	和式便器から、洋式便器（暖房、洗浄機能付など）へ取替え（暖房、洗浄機能付などのみ付加は対象外）
㊴その他 ㉞～㊳の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	㉞手すりの取付けのための壁の下地補強 ㉟浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ㊱床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備 ㊲扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ㊳便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化などを除く）

高齢者に住まいの手引

市民の老後の生活を支える「高齢者のすまいの手引き」



豊川市が「高齢者 限り住み慣れた地 構築を目指してい
のすまいの手引き」 域で自分らしい暮 市民が自らの今後
を作成した。約40 らしを続けられる の生活を考える上
00部を作成し、希 よう、住まい・医療 で、自宅に住み続け
望者に配布する。 ・介護・予防・生活 るか、住み替えるか、
市では、高齢者が 支援のサービスを一 施設に入居するかな
介護が必要な状態 体的に提供できる地 どの判断材料として
になっても、できる 域包括ケアシステム

「自宅に住み続ける」「住み替える」 今後の生活判断材料に

「自宅に住み続ける」「住み替える」
今後の生活判断材料に

参考となる手引を作 成した。 全宗で主に3項 目で構成。①「いろ いろなすまいとすま い方」では、住宅改 修費や福祉用具購入 費の支給や緊急通報 システム事業といっ た自宅で住み続ける ためのサービスや、 高齢者向けの福祉施 設の概要や入所条件 などを紹介。 ②「すまいとすま い方」では、住み替 える場合の施設や住 宅について、要介護 程度や認知症など、 一人ひとりの状態に 合わせて選べるよう に施設の種類や概要 を一覧表にまとめて いる。 ③「すまいとすま い方」では、住み替 える場合の施設や住 宅について、要介護 程度や認知症など、 一人ひとりの状態に 合わせて選べるよう に施設の種類や概要 を一覧表にまとめて いる。

2016年(平成28年)
9月29日 木曜日

【赤口】
発行所：東愛知新聞社
〒441-8016 豊橋市新栄町馬場22番地
TEL:0532-32-3111代
【Web】http://0532-32-3737 【印刷部】0532-34-0051
【Fax】0532-32-3115 【制作部】0532-33-5644
〒441-0066 豊橋市郵便局4階402号室

LEXUS
AMAZING IN MOTION

NX
300h 2WD

レクサス豊橋

きょうの紙面

判断材料をわかりやすく表に

「高齢者のすまいの手引き」完成

豊川市 相談センターに設置／希望者には無料で渡す

豊川市は、高齢者が地域で自分らしく生きていくためのすまい選びについて、さまざまな選択肢を網羅し解説した「高齢者のすまいの手引き」を作成し、1日から配布を始めた。

めとするさまざまな要素の中で、特に重要で、生活の基盤となる「すまいとすまい方」。心身の状況から、このまま自宅

判断材料となるよう、わかりやすく一覧表にまとめた。またそれぞれの住まい方についてかかる費用や、現在市内

して作成。で、40った。市介の高齢者相のほかに、市に設置し

高齢者のすまいの手引き配付案内新聞記事

4 住まいに関する取組み

(1) 高齢者のすまいの手引き作成

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 住み替えを検討している人にとって、検討資料として役立った
- ・ 住まいに関する施設等の情報が変化していくので、冊子では情報が変わっていくことに対応できない

4 住まいに関する取組み

(2) ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ひとり暮らし高齢者の方のすまいや生活上の心配ごとや困りごと等の現状について把握、分析し、生活にあたっての課題などを明確にすることで、今後の施策推進の基礎資料とする

ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査

ご協力をお願い

みなさまには、日頃から高齢者福祉行政に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、わが国では国民の4人に1人以上が高齢者となっています。本市においても高齢者の数が増加する中で、ひとり暮らし高齢者の方が、出来る限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるような体制を整備する必要があります。

このため、本調査では、ひとり暮らし高齢者の方のすまいや生活上の心配ごとや困りごと等の現状について把握、分析し、今後の施策推進の基礎資料とすることを考えております。

なお、この調査は、平成28年8月1日現在、豊川市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方から、無作為に抽出した2,000人の方に送付しています。

本調査においては、個人情報保護には万全を期すとともに、調査結果は統計的に処理をするため、個人の回答内容が他に漏れることはございません。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年9月

豊川市長 山 脇 実

ご回答についてのお願

■調査票の記入について

- ・この調査は封筒の宛名の方が対象となります。
- ・なんらかの事情でご本人が記入できない場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、ご本人の意思を尊重して代わってご回答していただく方をお願いいたします。
- ・設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。

(例) 1. ② 3.

- ・お答えが「その他」にあてはまる場合は、[]内に具体的な内容をご記入ください。
- ・○をつけていただく数を()内に指定していますので、ご注意ください。

■調査票の回収について

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月16日(金)までに返信していただきますようお願いいたします(切手は不要です)。

■調査についてのお問い合わせ

豊川市福祉部介護高齢課高齢者支援係

〒442-8601 諏訪一丁目1番地

(電話 0533-89-2105 FAX 89-2137)

【調査数】

2,000人

【仕様】

A3 中折白黒両面刷 8ページ

【調査期間】

H28年9月6日～9月30日

【掲載内容】

住み替えの希望

住み続けるための必要サービス

住み替え、または住み替えられ

ない理由

など

ご近所や友人とのつきあいについておたずねします

問10 あなたは普段どの程度の近所づきあいをしていますか。(○は1つだけ)

1. 家に行き来するなど、親しくつきあっている人がいる
2. 立ち話する程度のつきあいが多い
3. あいさつをする程度のつきあいが多い
4. 近所づきあいはほとんどない

問11 あなたはご友人とのつきあいはどの程度ありますか。会ったり、手紙や電話・メールのやり取りを含めてお答えください。(○は1つだけ)

1. している
2. 時々する
3. あまりしない
4. していない

問12 あなたは地域の行事や活動にどの程度参加していますか。(○は1つだけ)

1. 積極的に参加している
2. 時々、参加している
3. あまり参加していない
4. ほとんど参加していない

すまいについておたずねします

問13 現在のすまいは、次のうちどれですか。(○は1つだけ)

1. 持ち家（一戸建て）
2. 持ち家（集合住宅）
3. 民間賃貸住宅（一戸建て）
4. 民間賃貸住宅（集合住宅）
5. 公営住宅（一戸建て）
6. 公営住宅（集合住宅）
7. その他 []

問14 今のすまいからの住み替えについてお聞かせください。(○は1つだけ)

1. 今のすまいに住み続けたい
 2. 住み続けたいが、(理由があって)住み続けられない
 3. 住み替えたい
 4. 住み替えたいが、(理由があって)住み替えられない
- 問14-2へ進んでください
- 問14-3へ進んでください

問14-1 問14で「1.」に○をつけた方にお聞きします。今のすまいに住み続けるためには、どんなサービスが必要ですか。(○はいくつでも)

1. 話し相手
2. 困った時の相談相手
3. 買い物支援
4. 外出支援
5. 契約・交渉等の支援
6. お菓子の管理
7. 通院の支援
8. 緊急時に対応してくれるサービス
9. その他 []

※問15へ進んでください

問14-2 問14で「2.」または「3.」に○をつけた方にお聞きします。住み続けられない、または住み替えたい理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 家賃が高い
2. 掃除、修繕、維持管理が大変である
3. アパート等の上階に住んでおり、エレベーターがない
4. バリアフリーではないため、介護が必要になった時を考えると心配
5. 一人で住むのに不安なので、見守り機能があるすまいがよい
6. 一人で住むのに不安なので、親族と一緒に住みたい
7. 今住んでいる地区は、町内会等の加入が負担である
8. 介護が必要になったので、介護が受けられるすまい(施設等)がよい
9. 今は元気が将来のため、介護が受けられるすまいに住み替えたい
10. その他 []

問14-3 問14で「4.」に○をつけた方にお聞きします。住み替えたいが、住み替えられない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 新しい住まいの保証人になってくれる人がいない。
2. 経済的な理由で新しい住まいを確保できない。
3. 自宅を処分できない。
4. その他 []

問15 あなたは、今後どなたかと一緒に暮らしたいと考えていますか。(○は1つだけ)

1. ひとり暮らしでよい
2. 配偶者
3. 配偶者以外の親族
4. 友人
5. その他 []
6. わからない

問16 介護が必要となった時、どこで介護を受けたいですか。すでに介護が必要な方についても、希望される場所をお選びください。(○は1つだけ)

1. 現在の自宅
2. 親族の家
3. 老人ホーム等の施設
4. 高齢者用住宅
5. 特に考えていない
6. その他 []

生活安全についておたずねします

問17 安全確保、安否確認を兼ねてしていること、利用されているサービスはありますか。(○はいくつでも)

1. 親族等と定期的に電話で連絡を取り合う
2. 民生委員に連絡を取る
3. 緊急通報システムを利用している
4. 配食サービスを利用している
5. 電話訪問・定期訪問を利用している
6. その他 []
7. 特に何もしていない

※緊急通報システム・・・緊急時にボタンを押すと、警備会社等に連絡できます。

※配食サービス・・・食事を配達する時に、安否を確認します。

※電話訪問・・・定期的に電話を掛けて、安否を確認します。

4 住まいに関する取組み

(3) 転入高齢者の心身の状態と日常生活に関する調査

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 転入高齢者の方の住まいや生活上の心配ごとや困りごと等の現状について把握、分析し、生活にあたっての課題などを明確にすることで、今後の施策推進の基礎資料とする。

「転入高齢者の心身の状態と日常生活に関する調査」へのご協力のお願い

↓

日ごろから市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

わが国では急速に高齢化が進んでおり、豊川市においても高齢化率は2016(平成28)年現在、約25%と超高齢社会に突入しており、2025(平成37)年には推計で約28%となる見込みです。

こうした中、豊川市では、転入されてきた高齢者の方も、可能な限り地域・家庭でいきいきと自分らしく暮らすことができるよう、体制を整備する必要があると考えております。そのため、本調査では、転入高齢者の方の住まいや生活上の心配ごとや困りごと等の現状について把握、分析し、生活にあたっての課題などを明確にすることで、今後の施策推進の基礎資料としたいと考えています。

なお、このアンケート調査は、平成29年1月1日現在、豊川市にお住まいの65歳以上の方から、昨年1年間のうちに転入された方に送付させていただいています。

本調査への参加は自由であり、回答しない場合でも不利益を被ることはありません。また、個人情報保護には万全を期し、調査結果は統計的に処理するため、結果の公表にあたっても個人の回答内容が他に漏れることはございません。なおアンケートの提出をもって協力の同意が得られたものとさせていただきます。本調査は愛知県立大学と共同で実施します。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

↓

平成29年1月

豊川市
愛知県立大学看護学部

《ご回答についてのお願い》

■調査票の記入について

- ・無記名のアンケートです。お名前を書いていただく必要はありません。ご本人が記入できない場合は、ご本人の意思を確認しながらご家族の方に代筆していただいても結構です。
- ・記入には20分程度かかります。何回かに分けて記入していただいてもかまいません。

■調査票の回収について

- ・調査票は、H29年2月3日(金)～2月10日(金)の間に、調査員が順次取りに伺います。回収時に聞き取って記入することも可能です。ご不在の時は再度訪問します。
- ・訪問を断りたい場合は、お手数でも下記に電話でご連絡ください。

■調査についてのお問い合わせ

豊川市役所 福祉部 介護高齢課

在宅医療連携推進係(センター) 電話：0533(89)3179(直)

愛知県立大学看護学部 古田研究室 電話：052(778)7124(直)

【調査数】

187人

【仕様】

A3中折白黒両面刷8ページ

【調査期間】

H29年1月24日～2月10日

【掲載内容】

転居直前の身体や心の状態

家族や社会との関わりの状況

転居した理由、転居前後の住まい

現在の生活について

など

4 住まいに関する取組み

(2) ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査

(3) 転入高齢者の心身の状態と日常生活に関する調査

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 結果を踏まえ、次年度以降の高齢者施策・福祉計画に反映させる

5 認知症に関する取組み

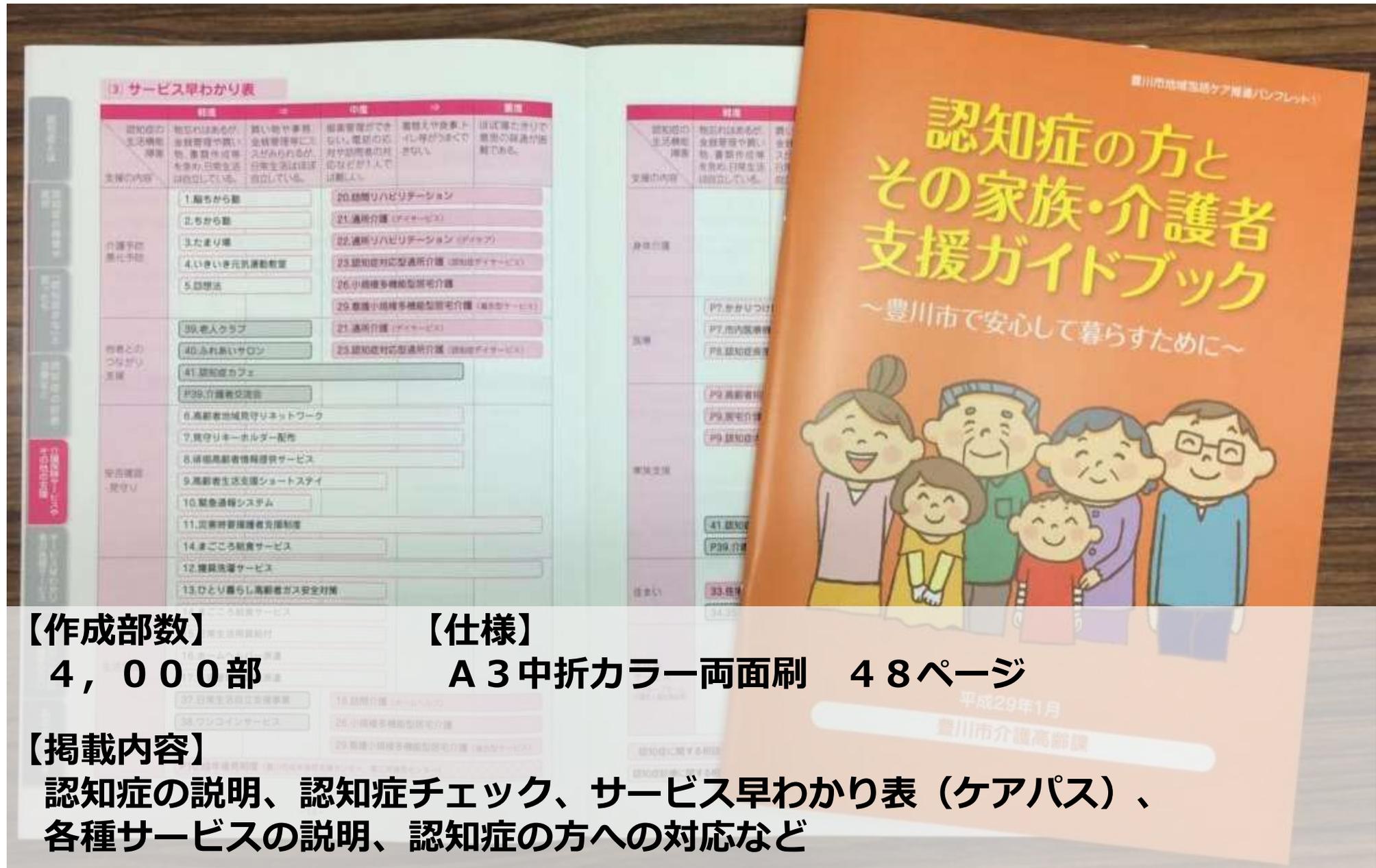
- (1) 認知症の方とその家族・介護者支援
ガイドブックの作成**
- (2) ケアラー手帳の配布**
- (3) 認知症講演会・介護者向け講演会**
- (4) 認知症カフェ**

5 認知症に関する取組み

(1) 認知症の方とその家族・介護者支援ガイドブックの作成

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 認知症及びその家族・支援者ができる限り安心して生活できるための情報を発信する
- ・ 市民が認知症について理解してもらうための啓発



【作成部数】

4,000部

【仕様】

A3中折カラー両面刷 48ページ

【掲載内容】

認知症の説明、認知症チェック、サービス早わかり表（ケアパス）、各種サービスの説明、認知症の方への対応など

5 認知症に関する取組み

(1) 認知症の方とその家族・介護者支援ガイドブックの作成

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・常に情報が変化するので、正確な情報をお伝えするには、今後改訂版を出す必要があると思われる。

5 認知症に関する取組み

(2) ケアラー手帳の配布

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 認知症を抱える家族介護者支援向けに製作された手帳を活用し、介護の情報発信や介護者の体調管理に向けた支援を行う

認知症の人の介護をしているあなたのための

ケアラー手帳

大切な人を介護している
あなたも
大切な一人です。



公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部

【作成部数】

2, 500部

【仕様】

A5中綴じ2色両面刷

28ページ

【掲載内容】

あなたの気持ちを聞いてくれる人がいます（介護体験事例集）

自分を大切にするために（介護者の健康チェック）

知っておこう認知症のこんなこと（認知症の特徴）

認知症介護のひと工夫（認知症の対応）

相談先の紹介

5 認知症に関する取組み

(2) ケアラー手帳の配布

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 認知症の方を介護する方に対する適切な情報提供が可能になった
- ・ 認知症に関する困難事例の対応にあたり、活用することができた

5 認知症に関する取組み

(3) 認知症講演会・介護者向け講演会

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 認知症及びその家族・支援者ができる限り安心して生活できるための情報を発信する
- ・ 市民が介護者の心情や状況等について理解してもらうための啓発

平成27年度 認知症講演会

専門医が語る 「認知症の基礎知識」

高齢社会において、「認知症」を知らない人は少なくありません。
日常生活での不安、病院にかかるまでの苦勞や悩み、
また、認知症について知らないことが多くあります。
認知症についての理解を深め、これからどう過ごすのか、
家族・近所としてどのように認知症の方と付き合えばよいか考えます。

医療法人 松崎病院

愛知県認知症疾患医療センター

講師： 理事長 松崎 吉紀 氏

日程：平成27年10月22日(木)
18:00~19:30

会場：豊川商工会議所

参加
無料

申込み：豊川市役所 介護高齢課

TEL 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

今日の講演会は、「認知症サポーター養成講座」を兼ねています。
初めて受講された方へ、認知症サポーターの証となる
「オレンジリング」をお渡しします。

【主催】豊川市 【共催】豊川商工会議所 医療関連部会

【認知症講演会参加者数】

H27年度 149人

H28年度 117人

【介護者向け講演会参加者数】

H28年度 52人

5 認知症に関する取組み

(3) 認知症講演会・介護者向け講演会

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 認知症講演会を夜の時間に設定することで、中年層の参加が半数以上みられた
- ・ 定期的に行う介護者交流会と合わせて行うことで、交流の場を周知でき、介護者交流会も新規の方の参加が増えた

5 認知症に関する取組み

(4) 認知症カフェ

【本取組みの狙い・留意点など】

- ・ 認知症の方とその家族、地域住民の方など誰でも参加できる集いの場を設置
- ・ 介護者の息抜きの場、相談の場などさまざまな支援が行える



認知症カフェの様子

5 認知症に関する取組み

(4) 認知症カフェ

【今後の取組み・課題・感想等】

- ・ 民間事業所が認知症カフェを積極的に立ち上げてくれ、かなりの数が設置できた。
- ・ 認知症カフェを立ち上げ・継続運営していくための支援が必要
⇒その発展【認知症カフェ事業費補助事業の創設】

認知症カフェ事業費補助金

1 補助概要

認知症カフェを運営する個人または団体に、補助の対象となる運営費用について、以下のとおり、開催回数に応じ補助金を交付する。

開催回数	補助金額
毎月1回開催	年額5万円
毎月2回開催	年額10万円
毎月3回開催	年額15万円
毎月4回以上開催	年額20万円

2 補助対象事業

認知症カフェにおける集いの場を開催する事業であって、次の要件をすべて満たすもの。

- ア 認知症カフェが市内にあり、一堂に10人以上の参加が確保できる広さがあること
- イ 毎月1回以上、かつ、1回あたり2時間以上開設すること
- ウ 認知症の方及びその家族からの相談に対応できる専門職(看護師、社会福祉士、精神保健福祉士等で認知症に関する専門的知識を有する者)を1名以上及び参加者数に応じた数の補助者を配置すること(補助者は認知症サポーターであることが望ましい)
- エ 運営に際し認知症地域支援推進員と連携し、市の認知症施策の推進に協力すること
- オ 宗教的または政治的活動を伴わない内容であること

3 補助対象経費

区分	項目
人件費	認知症カフェ事業に直接従事する者に支払われる経費
報償費	研修会等の講師への謝礼及びボランティアへの謝礼
消耗品費(食糧費を除く)	消費税を含む単価が3万円未満の文具等の消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成費及びコピー代
使用料及び賃借料	認知症カフェ事業のための会場の使用料及び機材の借上費用

4 補助対象団体等

豊川市に住所を有し、豊川市内で認知症カフェを実施する個人や団体。

5 今後の予定

既存の実施団体の支援を行うとともに、新たな認知症カフェの設置を促進するため、介護保険関係事業者連絡協議会等を通じて補助制度の周知を図る。

モデル事業3年間の全体振り返り

地域包括ケアシステム構築に向けて、住み慣れた地域で暮らし続けられるための要は、やはり在宅医療の普及、医療と介護の連携だと思えます。しかし、行政の業務としては、いかに健康で自立した生活を過ごすか、という観点で予防に関する事業を進めることが圧倒的に多いところです。

行政は、介護保険制度が始まってからは特に市民向けに介護の話題・啓発をするようにはなりませんが、日本人は昔から「死」についての話はタブーとされており、行政が市民の前で率先して死について話すことは、あまりありませんでした。しかし、これまでの啓発活動や出前講座（随時）実践を通じて市民と触れ合う中から、市民は「死」について、前向きに向き合い、自分の最期をどう過ごすのかを考えたいという市民ニーズが高いことを再確認しました。そこで、今回「人生の終わり」をテーマに様々な手法で啓発活動を展開したところ、市民ひとりひとりが真剣に考える機会の間となり、事業に対しての満足度も高い評価を得られました。

本センターでは、今後も、誰もが迎える「人生の終わり」について一緒に考え、在宅医療の選択肢を含め、各人の選択がかなう地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと考えています。

取組状況に関する関係機関の感想 (地区医師会モデル)

【医師会】

- モデル事業の着手時より、医師会と市の連携体制は整っていたが、市が平成26年度に東京大学高齢社会総合研究機構の辻哲夫特任教授を迎え、「超高齢社会～地域を支える必要不可欠な視点とは～」と題し、市長・副市長・市議会議員・市職員100名以上が受講する講演会を実施するなど、市を挙げて地域包括ケアに取り組む姿勢を受け、医師会としても更に士気が高まっている。
- 平成27年度からは、医師会の在宅医療サポートセンターを、市の機関である在宅医療連携推進センターや地域包括支援センター（統括）と同一施設内に設置できたことにより、非常に強固な事業推進体制が整い、次々と新たな取り組みを実現している。
- また、事業の推進を通じて、豊川市民病院看護局と市内の医療機関看護師及び訪問看護師との連携も急速に密になり、在宅医療を支える体制構築が進展したと感じている。

今後に向けての対応、取組み

【関係者の意欲を下げないための負担軽減】

- ・市内各地で会議、勉強会、協働研修会等が行われるなど、各団体の意欲が非常に高まっています。しかし、お互いに参加を呼びかけられる機会も増え、連携の強化が進む一方で、各人の負担も大きくなってきていると感じます。
- ・モデル事業実施期間の3年間は、新規ものの立ち上げや実施の成果を求められるため、各団体もそれらに理解を示され、献身的にご協力いただくことができました。しかし、これまで築いてきた「よい関係」を継続していくには、負担の軽減も考えていく必要があると思います。 具体的には・・・

今後に向けての対応、取組み

【会議のあり方の見直し】

会議体・委員数を見直し、会議にかかる負担感を減らしながら協議を進めていく必要がある。（担当者レベルでの通常の連携で細かな打合せ・調整が必要となる）

【効果的・効率的な研修の実施についての検討】

まず、各種団体からも自分たちが取り組みたい内容や計画等を確認し、類似する内容や研修対象者・ビジョンなど重なる部分がないか洗い出しを行う。その結果、各団体が各々1回ずつ行っている研修を1回に集約し、協働事業で実施可能かどうかを検討する。

今後に向けての対応、取組み

【地域包括ケアモデル事業から発展】

「地域包括ケアシステム」と一言に言いますが、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」と分野は広範囲で、関係する機関・団体も多岐にわたります。

行政内でも複数の部や課にまたがって関係してくるため、市の意向を統一していくことは簡単なことではないのが現状ですが、市のビジョンが明確でない中では、関係する周りの機関も困惑してしまうため、市のビジョンの明確化がとても大切です。

また、これまではモデル事業ということもあり、高齢者を中心に考えてきましたが、今後は高齢者のみならず、小児・障害者などについてもしっかりと目を向けていく必要があるため、更に調整が難航していきます。

これまで実施してきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを踏まえ、市のビジョンを明確にしながら、各種事業を実施していきたいと考えています。

これから事業を開始するみなさんへ最後の一言

【市の重要な役割はマネジメント】

医療、介護、福祉、行政の連携については、「医師とケアマネジャーが連携する地域はうまくいっている」といっても過言ではないと思います。「医療なき介護はなく、介護なき医療もない。豊かな老後のためには、少しのお金と3種の神器（信頼できる医師・信頼できるケアマネジャー・頼りになる地域包括支援センター）である」と唱える方もいます。

また、多職種連携を進めるにあたって、ぶつかる壁のひとつに『我々も経営を考えないといけない。』という事業者の発言があります。その通りだと思いますし、多職種連携を進めるうえでの共通理解として、『主体的にまちを良くする』という方向性を共有することが重要です。豊川市においても、まだまだこれからですが、市がいかに多職種を束ね、マネジメントできるかが今後を左右すると思いますので、この点に留意しながら事業を進めていくとよいと思います。

それともう一つ・・・

地域分析に基づく T T P

T T P とは・・・

(T) (T) (P)

「徹底的にパクリ」の略。

他自治体の職員が語っていた言葉で、感銘を受けたため、さっそくパクリらせていただきました。

お互いに地域を思い、気軽にパクリあえるような情報連携をしていきましょう！

○問い合わせ先

豊川市福祉部介護高齢課 在宅医療連携推進係 (豊川市在宅医療連携推進センター)

- ・ 担当者名：(主幹)清水・(課長補佐)岡本・(係長)松井・
(主任)松山・(主事)堀江
 - ・ 住 所：豊川市山道町2丁目49
 - ・ 電 話：0533-89-3179 (ザイタク) ・ F A X：0533-89-8812
 - ・ メール：zaitaku@city.toyokawa.lg.jp
- 活動実績はホームページでも公開中！

在宅医療 豊川市

🔍 検索



ご清聴、
ありがとうございました。